

市街化調整区域における立地基準の改正について

令和7年4月1日より、次のとおり基準を改正します。

1 法第34条第2号（鉱物資源・観光資源の利用上必要な施設）

本号でいう観光資源について、令和6年7月に本市の商工観光課から公表された新たな観光戦略に記載されている観光施設・資源を対象に加えます。

2 法第34条第4号（農林水産物の処理・貯蔵・加工施設）

処理、貯蔵又は加工される農林水産物は市街化調整区域内で産出されるもの（水産物については市内で水揚げされたもの）が過半を占め、かつ一次加工から行う工場のみを許可の対象としていましたが、加工工程については、一次加工に限らず農林水産物の加工を行う施設であれば立地可能とします。また、倉庫等の貯蔵施設についても加工されていない農林水産物の貯蔵施設に限るとしてきましたが、加工された農林水産物の貯蔵施設も立地可能とします。
※商品の包装・梱包のみを行う工場や完成した製品のみを貯蔵する倉庫は、本号に該当しません。

3 法第34条第7号（既存工場と密接な関連を有する施設）

工場の効率化の判断に際しては、既存の事業の質的改善が図られる施設が該当するものとし、ただ単に量的拡大のみが図られる場合は許可の対象外としていましたが、既存の事業の質的改善が図られるのみならず、量的拡大のみが図られる場合であっても許可の対象とします。また、工場の統廃合を伴わない場合であっても許可の対象とします。